

鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則

平成14年3月22日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、市が発注する建設工事及び委託業務並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の調達について一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結する場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格について、必要な事項を定めることを目的とする。

(平28規則19・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この規則において「委託業務」とは次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表の上欄に掲げる部門の業務をいう。）
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築一般（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けた者が行う業務をいう。）、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算及び調査の役務の提供に係る業務をいう。）
- (3) 地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定に基づき登録された者が行う業務をいう。）
- (4) 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定に基づき登録された者が行う業務をいう。）
- (5) 不動産鑑定業務（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づき登録された者が行う業務をいう。）
- (6) 測量業務（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づき登録された者が行う業務をいう。）
- (7) その他の業務（登記手続、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、電算関係、計算、資料等整理、清掃、廃棄物処理、衛生施設管理、警備、庭園管理、電気保安、施設維持管理、その他、役務の提供に係る

業務をいう。)

3 この規則において「競争入札」とは一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(平28規則19・一部改正)

(入札参加資格)

第3条 建設工事及び委託業務並びに物品等の調達に係る入札(以下この条において「入札」という。)に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者(第6号及び第7号の規定は、建設工事の入札に限る。)とする。

(1) 令第167条の4第1項及び第2項(同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しない者

(2) 鹿島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第4号に規定する暴力団等でない者

(3) 国税及び地方税の滞納がない者

(4) 入札参加資格審査申請書に係る書類に故意に虚偽の事項を記載していない者

(5) 営業を行うに当たり、法令の許可により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けている者

(6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する審査を受けた者

(7) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号。次条第1項及び第2項において「県規則」という。)第2条第2項に規定する佐賀県の入札参加資格の決定の通知を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、同項第6号又は第7号に該当しない者であっても、入札参加資格者とすることができる。

3 入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請書により市長に申請するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合、審査をし、入札参加資格者として決定(建設工事の入札に参加する者については、次条の施行能力等級の区分の決定を含む。)したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

5 市長は、入札参加資格者が第1項各号(第2項の規定により第1項第6号又は第7号に該当しない者として登録した場合は、当該号を除く。)に該当しなくなった場合は、前項の登録を取り消すものとする。

6 入札の参加資格に係る審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(平24規則7・全改、平25規則12・平28規則19・一部改正)

(施行能力等級)

第4条 入札参加資格者のうち建設工事(水道施設工事を除く。)の入札に参加する者の施行能力等級(以下「等級」という。)は、等級の上位から次のとおり区分するものとする。

- (1) 県規則第2条第3項の規定(以下この項において「県規定」という。)により建設工事の種類ごとに特A又はAと決定された者 当該建設工事と同じ種類においてA
- (2) 県規定により建設工事の種類ごとにBと決定された者 当該建設工事と同じ種類においてB
- (3) 県規定により建設工事の種類ごとにCと決定された者 当該建設工事と同じ種類においてC
- (4) 前各号に該当しない者 D

2 水道施設工事の等級は、次のとおり区分するものとする。

- (1) 県規則第2条第2項に規定する佐賀県の入札参加資格の決定の通知を受けた者 A
- (2) 前号に該当しない者 B

3 第1項第4号及び前項第2号に規定する等級については、市長が必要と認める場合、建設工事の種類ごとに設定するものとする。

(平24規則7・全改、平25規則12・一部改正)

(審査機関)

第5条 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項に規定する資格を審査するため、鹿島市入札者指名等審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)を設置する。

2 指名審査委員会の組織その他必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則7・一部改正)

(指名基準)

第6条 市長は、建設工事を競争入札に付するときは、当該建設工事の入札参加制限設計価格(消費税及び地方消費税額相当額を除く。以下同じ。)に応じた等級に属する入札参加資格者の中から指名しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事が附帯工事、追加工事、災害応急工

事等であつてやむを得ないときは、指名審査委員会の承認を得て、上位等級該当者を当該等級より下位該当工事の競争入札に参加させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名審査委員会の承認を得て、上位等級該当者を当該等級より1等級下位の当該工事の競争入札に参加させることができる。

(1) 建設工事が性質上やむを得ないものと認めたとき。

(2) 建設工事が同一等級該当工事に偏在し、やむを得ないものと認めたとき。

(3) その他特に必要と認めたとき。

4 前3項に定めるもののほか、競争入札参加者の指名に必要な事項は市長が別に定める。

(平24規則7・平25規則12・一部改正)

(等級別入札参加制限設計価格)

第7条 市が行う建設工事における等級別の入札参加制限設計価格は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、造園工事のうち遊具設置工事その他公園設備工事であつて、入札参加制限設計価格のうち遊具その他公園設備の価格が50パーセントを超えるものの等級別の入札参加制限設計価格は、指名審査委員会の承認を得て、別表2によることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、災害復旧工事における等級別の入札参加制限設計価格は、指名審査委員会の承認を得て、別表3によることができる。

(令4規則24・一部改正)

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 鹿島市建設工事入札参加者の資格に関する規則(昭和48年規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成15年規則第8号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第10号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第18号)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第12号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第19号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

（平17規則10、平23規則18、平25規則12・一部改正、
令7規則 一部改正）

等級別入札参加制限設計価格

工事の種類	等級	入札参加制限設計価格
土木工事一式	A	3,500万円以上
	B	1,200万円～3,500万円未満
	C	250万円～1,200万円未満
	D	500万円未満
建築工事一式	A	2,400万円以上
	B	1,100万円～4,800万円未満
	C	2,000万円未満
	D	500万円未満（200万円以下は未登録者でも指名可）
舗装工事一式	A	制限しない
	B	1,700万円未満
	C	
	D	500万円未満
水道施設工事	A	制限しない
	B	700万円未満
電気・管工事	A	1,000万円以上
	B	600万円～1,700万円未満
	C	900万円未満
	D	300万円未満

造園工事	A	900万円以上
	B	400万円～1,200万円未満
	C	600万円未満
	D	300万円未満

別表 2

(令 4 規則 2 4 ・ 追加)

造園工事のうち遊具設置工事その他公園設備工事等級別入札参加制限設計価格

工事の種類	等級	入札参加制限設計価格
遊具設置工事その他公園設備工事	A	1,100万円以上
	B	600万円～2,000万円未満
	C	1,000万円未満
	D	500万円未満

別表 3

(平 2 3 規則 1 8 ・ 全改、令 4 規則 2 4 ・ 旧別表 2 繰下、令 7 規則 7 ・ 一部改正)

災害復旧工事等級別入札参加制限設計価格

工事の種類	等級	入札参加制限設計価格
土木工事一式	A	全額
	B	3,500万円未満
	C	1,200万円未満
	D	500万円未満